

旧緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級1級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成27年12月分までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料及び避難先において生活介護施設へ通所するための交通費等が賠償された事例。

## （全部） 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金527万0036円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センタ

一に交付する。

令和元年11月26日

(仲介委員 藤田 吉信)

損害項目		期 間	和解金額(円)	備 考(内訳等)
文書料	〇〇病院	H26.10.31	5,400	
	〇〇病院	H26.10.3	5,400	
	〇〇診療所	H26.9.29	15,000	
通院交通費 (増加分)	〇〇病院	H23.4.5～ H26.8.9	5,700	①〇町より 4,500 円 ②〇町より 1,200 円
	〇〇診療所	H24.7.5～ H26.2.28	12,240	
通所交通費	生活介護施設への 通所費用(ガソリン代)	H24.4～ H27.12	712,800	①H24.4～H25.12 453,600 円 ②H26.1～H27.12 259,200 円
日常生活阻害 慰謝料	基本部分	H24.9～ H27.12	4,000,000	
	増額分	H23.3～ H24.8	360,000	介護負担・家族別離
損害小計			5,116,540	
本件和解仲介に関する弁護士費用			153,496	
損害合計			5,270,036	